



宮 崎 県 公 報

平成20年10月10日（金曜日）号外 第 55 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共）1年 36,000円

目 次

条 例	頁
○議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例……………（議会事務局） 1	

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第36号）
 - 1 改正の理由及び主な内容
地方自治法の一部改正に伴い、議員の「報酬」の名称を「議員報酬」に改めるなど、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定（一部を除く。）は、平成20年9月1日から適用することとしました。

条 例

議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第三十六号

議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（議会の議員の給与等に関する条例の一部改正）

第一条 議会の議員の給与等に関する条例（昭和三十二年宮崎県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第二条の見出し中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第一項中「報酬」を「議員報酬」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、議員が議長又は副議長の職にある間は、多額の方を支給する。

第二条第二項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第三条の見出しを「(議員報酬と他の報酬との併給)」に改め、同条中「報酬を」を「議員報酬と当該他の非常勤の職に係る報酬を」に改め、ただし書を削る。

第四条第二項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

第五条第一項第二号中「及び扶養親族移転料」を「並びに扶養親族移転料」に改め、同条第二項中「別表第一の一」を「法別表第一の一」に改め、同条第三項中「又は委員会」を「、委員会又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十二項の規定に基づいて設けられた協議若しくは調整を行うための場」に改める。

第六条(見出しを含む。)中「報酬」を「議員報酬」に改める。

(宮崎県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第二条 宮崎県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年宮崎県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

(附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年宮崎県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に、「第二百三条」を「第二百三条の二」に、「基く」を「基づく」に改める。

(宮崎県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第四条 宮崎県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年宮崎県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「報酬の」を「議員報酬の」に改める。

第二条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第五条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年宮崎県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定（議会の議員の給与等に関する条例（以下「議員給与条例」という。）第五条第三項の改正規定を除く。）による改正後の議員給与条例（以下「改正後の議員給与条例」という。）、第二条の規定による改正後の宮崎県政務調査費の交付に関する条例、第三条の規定による改正後の附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例、第四条の規定による改正後の宮崎県特別職報酬等審議会条例及び第五条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の公務災害補償条例」という。）の規定は、平成二十年九月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の議員給与条例及び改正後の公務災害補償条例の規定を適用する場合においては、平成二十年九月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に第一条の規定による改正前の議員給与条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の議員給与条例の規定に基づいて支給された議員報酬とみなす。